

令和3年第5回津南町議会臨時会会議録

(11月30日)

招集告示年月日		令和3年11月24日		招集場所		津南町役場議場	
開 会	令和3年11月30日午前10時00分			閉 会	令和3年11月30日午前10時17分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	吉野徹	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栗原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田稔	応・出	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長			
	副町長	根津和博	○	農林振興課長			
	教育長			観光地域づくり課長			
	農業委員長			建設課長			
	監査委員			教育委員会教育次長			
	総務課長	村山詳吾	○	会計管理者			
	福祉保健課長			病院事務長			
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	野崎健	議会事務局班長	鈴木真臣		
会議録署名議員	1番	滝沢元一郎		12番	草津進		

〔付議事件〕

(11月30日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第54号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第4 議案第55号 津南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第56号 津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 日程第6 発議案第8号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の提出について

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和3年第5回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、1番、滝沢元一郎議員、12番、草津進議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

議案第 54 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 4

議案第 55 号 津南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 54 号及び議案第 55 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 54 号及び議案第 55 号を一括して御説明申し上げます。

人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づき、本年度の職員の期末手当の改定について、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（村山詳吾）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議案第 54 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 54 号について採決いたします。

議案第 54 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 55 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 55 号について採決いたします。

議案第 55 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第 56 号 津南町特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 56 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

先日、津南町特別職報酬等審議会が開催され、審議会より特別職の期末手当の支給月数について、0.1 月引き下げることが適当との答申をいただきましたので、これを受けて所要の改正を行わせていただくものでございます。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（村山詳吾）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 56 号について採決いたします。

議案第 56 号について原案に賛成のかたの起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 6

発議案第 8 号 津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について

議長（恩田 稔）

発議案第 8 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営委員長（草津 進）

発議案第 8 号津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の内容について、御説明をいたします。先般、開かれまして津南町特別職報酬等審議会より、津南町議会議員の期末手当の支給月数において 0.10 月引き下げることが適当と

の答申をいただきました。これを受けて、津南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表を御覧ください。

議員の期末手当の支給月数について、第1条では、今年度12月支給分を0.10月引き下げる措置をし、年間支給月数を3.2月から3.1月に減額いたします。

第2条では、2年度以降について、引下げにより支給月数が合計3.1月となるため、6月・12月ともに支給月数をそれぞれ1.55月として平準化するものであります。

説明は以上です。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第8号について採決いたします。

発議案第8号について原案に賛成のかたの起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和3年第5回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午前10時17分）—